第三部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
１　［略］
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(37―２)
３～６　［略］
［第３～第６　略］
［第四部～第七部　略］
(記載上の注意)
(1)　一般的事項
［ａ～ｈ　略］
ｉ　当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第二号様式記載上の注意(24)ｂ及びｃ並びに(31)ｃにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。
ｊ　「第三部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(2)～(30)　略］
(31)　従業員の状況
［ａ～ｃ　略］
ｄ　最近事業年度の提出会社における管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。ｅ及びｆにおいて「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第19条第１項第１号ホに掲げる事項をいう。以下ｄにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｅ及びｆにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
ｅ　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（同号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

第三部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
１　［同左］
［加える。］
２～５　［同左］
［第３～第６　同左］
［第四部～第七部　同左］
(記載上の注意)
(1)　［同左］
［ａ～ｈ　同左］
ｉ　当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第二号様式記載上の注意(24)ｂ及びｃ並びに(31)ｄにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。
［加える。］
［(2)～(30)　同左］
(31)　［同左］
［ａ～ｃ　同左］
［加える。］
［加える。］